

第13回 遠賀町農業委員会総会議事録

1.日時 平成30年7月10日(火)

午前9時00分～午前11時00分

2.場所 遠賀町役場

車庫棟2階 第6会議室

第 1 3 回 遠賀町農業委員会総会議事録

1 . 日時 平成 3 0 年 7 月 1 0 日 (火) 午前 9 時 0 0 分 ~ 午前 1 1 時 0 0 分

2 . 場所 遠賀町役場 車庫棟 2 階 第 6 会議室

3 . 出席委員 (1 5 名)

議 長	1 番	三原	高志
副 議 長	2 番	安藤	敏生
委 員	3 番	瓜生	保司
委 員	4 番	米田	かおる
委 員	5 番	矢野	英昭
委 員	6 番	芳村	正博
委 員	7 番	松井	悟
委 員	8 番	花川	健二

委 員	1 番	秦	茂美
委 員	2 番	古野	一寿
委 員	3 番	高崎	洋介
委 員	4 番	舩添	博孝
委 員	5 番	小西	好信
委 員	6 番	高山	和幸
委 員	7 番	柳野	照紀 (付議案件 より)

4 . 7 月の農業相談委員

7 番 松井 悟 委員

8 番 花川 健二 委員

5 . 議事日程

(1) 付議案件

農地利用最適化推進委員の評価および委嘱について

農地法第 3 条の規定による許可申請について ()

農地法第 5 条の規定による許可申請について

(外 1 名)

農地法第 5 条の規定による許可申請について ()
農地法第 5 条の規定による許可申請について ()
農地法第 5 条の規定による許可申請について ()
農地法第 5 条の規定による許可申請について
((株) 代表取締役社長)
農地利用集積計画の承認について

(2) 報告案件

農地改良届について (他 1 名)
農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

(3) その他の案件

農地利用状況調査の実施について
農業委員会視察研修について

6 . 農業委員会事務局職員

事務局長	大場 繁雄
事務局職員	安部 真介
事務局職員	高島 健次

開 会 9 時 0 0 分

議長 皆さん。おはようございます。

議長 本日の出席委員は、農業委員 8 名中 7 名、安藤委員が若干遅れるとの連絡が
あっております。推進委員 6 名中 6 名の出席となっております。農業委員の
過半数の出席があり、総会が成立しています。
よって、ただ今より第 1 3 回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。

議長 それでは次第の 2、本日の農業相談員は 7 番松井 悟委員、8 番花川健二委
員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように農地利用最適化推進委員の評価および委嘱関係が1件、農地法第3条の申請関係が1件、農地法第5条申請関係が5件、農用地利用集積計画関係が1件となっております。ご審議のほどよろしく願います。

議長 なお本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の安部を指名します。

議長 ここから議事に入りますが、議案の前に事務局の方から。

事務局 はい。それでは事務局の方からまちづくり課農業推進係の職員の異動について紹介させていただきます。
7月1日付で人事異動が発令されまして、前任の行正に代わりまして福島智靖が来ておりますので自己紹介をします。

自己紹介

議長 ではここから議事に入ります。議案 について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案 について説明】

議長 それでは柳野さんを農地利用最適化推進委員の候補者として適任と判断し、承認される農業委員および農地利用最適化推進委員さんの挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成全員です。柳野さんを適任と判断いたします。

事務局 それでは、柳野さんを招き入れまして、会長から委嘱状の交付を行っていただきます。

【柳野氏入室、委嘱状交付】

では、引き続きまして、付議案件 から、現地調査を伴う案件についてご説明いたします。

では、議案書の1ページをお開きください。

付議案件 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が鬼津にお住まいの 氏、譲渡人が同じく鬼津にお住まいの 氏です。申請地が3ページの字図にありますように、大字鬼津字内膳1492番、地目が田、面積が1,498㎡です。農地区域は農業振興地域外となっています。譲受人が規模拡大のために農地を取得するもので、耕作面積や従事する環境に特段問題は無いものと思われま

す。続きまして4ページをお開きください。付議案件 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。借受人が旧停にお住まいの 氏 他1名で、貸渡人が同じく旧停にお住まいの母親である 氏、申請地が6ページの字図にありますように、旧停一丁目1450番4、地目が田、面積が300㎡です。農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分が第一種住居地域の第3種農地となっております。申請目的は自己住宅の建築です。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障についても生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。7ページが現況平面図および土地利用計画図、8ページが建物図面と縦横断図、9ページが被害防除計画書で排水は雨水が水路放流、汚水が公共下水道への接続となっております。10ページが関係者説明に関する調査票となっております。実は本案件につきましては、11・12ページにかけまして、始末書を添付しておりますが、先月旧停の見たところを皆さん覚えていらっしゃるかもしれませんが、農地法の許可を受けずにすでに現地に建物が建っております。6月の農業委員会で隣接地番の農地転用申請が出されまして、確認したところこちらが未届出であったため、すぐに転用申請を出すように指導したという経緯がございます。

続きまして13ページをお開きください。付議案件 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。借受人が宮若市にお住まいの 氏、貸渡人が広渡にお住まいの 氏 他1名で、申請地が15ページの字図にありますように、大字広渡字休メ田1592番5、地目が田、面積が514㎡です。農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分が第一種住居地域の第3種農地となっております。申請目的は自己住宅建築です。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障についても、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。16ページが現況平面図、17ページが土地利用計画図、18ページが縦横断の断面図となっております。19ページが被害防除計画書で、排水は雨水が水路放流、

汚水が公共下水道接続となっています。20ページが関係者説明に関する調査票となっております。

続きまして21ページ、この21ページは今回みなさんにお送りした議案に載せているのですが、実はこの付議案件 譲渡人の 氏がつい先日亡くなってしまったということで、県の方とも協議をしたのですが、遺産分割協議書等整ってない状態で付議案件とされて、もし承認を得たとしても、その分をもって農地の転用はできないということで、こちらの案件については相続が終わったのちということで、8月以降の農業委員会に送らせていただく形になります。

続きまして28ページをお開きください。付議案件 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。借受人が宗像市にお住まいの 氏、貸渡人が尾崎にお住まいで父親の 氏で、申請地が30ページの字図にありますように、大字尾崎字慶ノ浦707番1、地目が田、面積が535㎡です。農地区域が農業振興地域内非農用地、土地の用途区分が無指定の第2種農地となっております。申請目的は自己住宅建築です。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障についても、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。31ページが現況平面図、32ページが土地利用計画図、33ページが縦横断の断面図となっています。34ページが被害防除計画書で排水は雨水が溜枥からの水路放流、汚水が公共下水道接続となっています。35ページが関係者説明に関する調査票となっております。こちらの調査票について、隣接農地関係者の承諾が一部得られていない部分がありますが、その経過については36～41ページにかけて経過報告書という形で提出されております。経過報告書についてご説明いたします。説明すると長くなるのですが、経過は書いてある通りです。今回転用しようとしているところのお宅、すでに隣接の境界のところに畔があって、そこにブロック積みがあって、今家を建てたいということで、隣接耕作者に説明に行ったところ、隣接耕作者が畔があって畦から控えた申請者の土地にU字溝を入れてくれと、そしてそのU字溝を自分に利用させてくれ、利用してもいいですよと覚書を書いてくれという条件が隣接の耕作者から出されまして、それで経過にある通り、何度か説明に行って、隣接耕作者の要望通りに側溝を整備しても、水路との勾配の関係で逆流してしまうと、それは構造上無理ではないかと、費用の問題もあるということで、ここまではちょっとということで、何回も何回も役場の窓口にも相談に来られたのですが、何とか粘り強く説得して了解をいただくように、行きなさいというこ

とで交渉を重ねたのですが、やはり隣接耕作者の方は申請者の費用でU字溝を入れてもらって、それを利用してもいいという覚書を作らない限りだめだという条件を一步も譲らない。ということになりました。申請者としては側溝を設置するのは勾配が逆ですし費用の問題もあるので、今以上に雨を流さないように、今自分の高くなっているところのブロックの際のところU字溝を入れて、もうこれ以上雨水が隣接に流れて湿田化しないようにしますと。ということで計画をされております。経過については以上で、最終的には42ページをお開きいただきたいのですが、地元の尾崎区の生産組合長からはこれでいいと、側溝を設置してこれ以上雨水が流れないようにする。湿田化を防ぐということで、これで尾崎の生産組合としては問題ない。ということで無条件の承諾は出ております。但し43ページにあるように、やはり尾崎生産組合の農家さんの言われることですので、まあ今回については排水は問題はないので同意するけれども、隣接との問題解決に努めるよう努力してくれという意見が出ているというのが顛末になります。

続きまして44ページをお開きください。付議案件 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。譲受人が北九州市八幡西区の株式会社 代表取締役社長 氏、譲渡人が松の本にお住まいの 氏 他3名で、申請地が46ページの字図にありますように、松の本七丁目910番1、他12筆、他12筆のうち1筆は字図の中でちょっと違った色塗りをしているのですが、すでに雑種地となっている分になります。農地としては12筆、プラス雑種地1筆で合計13筆です。地目が農地分につきましてはすべて田、農地の合計面積が4,327㎡です。農地地域が農業振興地域内非農用地、土地の用途区分が無指定の第3種農地となっております。申請目的は21戸の建売住宅です。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。47ページが現況平面図、48から50ページが土地利用計画図と建物の配置関係図、51ページが給水計画図、52ページが汚水排水計画図、53ページが雨水排水計画図、54から56ページが造成計画図からの縦横断図、57ページが事業計画書、58ページが被害防除計画書で排水は雨水が水路放流、汚水が公共下水道接続となっております。59ページが関係者説明に関する調査票となっております。こちら59ページですね隣接耕作者のところですが、 さんから説明の結果条件付き了承ということで出されています。条件につきましては出入りのための通路の確保をしてくれということなのです。この さんの隣接といいますが、ちょっと戻りまして、46ページの字図で見ますと2371番。計

画地の右に隣接しているのですが、2371番の田、778㎡になります。こちら条件付き了承がされているということで、どのような交渉になっているのかということで、図面を求めまして現在出されているものは、今日お配りした1枚もので、利用計画図が出ております。A4横の図面になります。図面の右上ですね先程の2371番、隣接地に入るために計画地内真ん中に道路を作るのですが、ここから90cmという形で さんのところにかけて人が通れる程度の幅を確保するという図面が出されておりますが、よくよく聞いたところ さんの要望としては中を機械で通れるように機械が入る幅を確保してほしいということで、 としましては、現在機械が入っている形跡がないため人が入れる幅でいいのではないのかということで、まだ交渉が完全にまとまっていないようなんです。現在 の方からこういった形でという図面が出されているのですが、皆さんの見解を仰ぎたいのですが、この図面が最終確定とは言えない状況ですので、ここは受け付けた私たちも悪かったのですが、ちょっと問題があるのかなと感じています。あとで皆様のご意見を伺いまして、このまま農業委員会として意見書を出すのか、交渉がまとまった上で、どういう最終決定になったのかということを持って、再度申請させるのか、皆様のご意見を仰ぎたいと思っております。

議長 現地はどこから入っているのですか。

事務局 田越しです。現地は全部田なので田越しで入っている状況です。北側の方は水路等があって、人は通れるみたいですが、機械は入れなさそうですね。今回奥の さんのところが通る道が無くなるので、 としても合わせて購入して転用をかけようと交渉したようなのですが、やっぱり言い値と買値が釣り合わなくて、交渉が決裂になったと聞いております。現地を確認してまた。

議案に戻ります。

続きまして61ページをお開きください。報告案件 農地改良届についてでございます。届出人が広渡にお住まいの 氏 他1名で、申請地が63ページの字図にありますように、大字広渡字休メ田1592番1、地目が田、面積が514㎡です。農地区域が農業振興地域外、届出理由が湿田改良のためとなっています。こちらは付議案件 の農地法第5条の申請の隣接地で同一所有者ですが、現在水稻を耕作していたおよそ1反の水田につきまして、半分を子供さんの住宅用地として転用することで、水稻を耕作するに

は面積が小さくなるということもありまして畑地化し、野菜等の耕作に利用したいということで、同時に農地改良を行いたいという意向です。農地法の許可が不要な場合の、面積が1,000㎡未満であることや、造成高が1m未満であることなど、6つの要件を満たすため、届出を受け付けております。なおこちらにつきまして、土地を上げてすぐに販売したりするようなことが無いよう3年3作が必ず必要ですよということも説明しております。以上が現地調査を伴う案件であります。

議長 それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 9 時 3 1 分

- 現地調査後 -

再 開 1 0 時 2 5 分

議長 再開します。
それでは、付議案件 を議題に供しますが、この案件については私自身が関係者となるため、進行を安藤副会長にお願いします。

～ 三原会長退出 ～

副会長 では地区担当からの報告ですが、地区担当が三原会長であるため、報告は事務局よりお願いします。

事務局 本案件は、譲渡人である 氏が水田の売却先を探しており、まずは現在耕作していた 氏に購入の意思を確認したところ、購入する意向は無く、進入路の無い水田であることから、隣接農地の所有者である 氏に購入を持ちかけ、面積拡大の意向とも合致したために購入をするもので、何ら問題はないものと考えます。

副会長 ありがとうございました。
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

副会長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件 農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

副会長 賛成6名で付議案件 は承認されました。

～ 三原会長入室 ～

議長 次に、付議案件 を議題に供します。まずは、地区担当の矢野英昭委員から報告をお願いします。

地元委員 問題ないと思われまますので、よろしくお願いいたします。
(5番)

議長 ありがとうございます。
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

委員 建築許可などを取る時に地目とかは調べないのでしょうか。

事務局 ご質問にお答えいたします。建築確認申請というものがございませす。それは建築基準法で審査されるべきことということで農地法とはまた別の法律になります。建物を建てる時は建築基準法により審査して、法に適合しているかどうか審査するというのが、いわゆる建築確認申請といわれるものであります。建築の許可というのは昔は県、行政なりでしか許可できなかったのが、民間にできることは民間にということで、民間の指定された検査機関だったら許可を出すことができるようになっていませす。今、町内でそういう建築確認申請が出てくるときは半分くらいが民間、半分くらいが行政ルートということになっているのですが、行政ルートを通りますと、当然地目が農地であった場合、農業委員会に合議が来て転用している、していないということで指導ができるのですが、今回の案件につきましては民間へ建築確認が提出されているというところで、通常の行政ルートを通らない部分になりますので、その指定確認検査機関、本来ならば地目が農地であると見るべきと

ころなのですが、法に適合しているかどうかというところでしか見ていないので、そのルート上農業委員会としては気づくことができなかつたというのが顛末です。

議長 いいでしょうか。

委員 ちょっと腑に落ちないです。結局始末書を書いてありますが、こういう事例があったからといって、こちらのかたが「いいよいいよ、すぐできるよ」とか言われたら農業委員会としても困るのではないかと思います。

事務局 通常よくあるのが、住宅メーカーなりが家を建てる時に、融資、ローンの審査とかがあるのですが、その時に地目を銀行さんなりが調べて、農地転用の許可が必要、住宅メーカーが本来調べて農地転用が必要ということで手続きをするのですが、一般的に住宅メーカーが抜けていた場合でも、融資・ローンを受けたりするときに、農地転用が必要だから、農地転用許可が要件として融資しますと、いわゆる抵当権とかを設定するときですね、そういう時にも必ず農地転用手続きが必要だと気付くのですが、今回の案件につきまして、そういった住宅メーカーの担当も気づかなかつた、融資が必要な案件ではなかつたので気づかなかつたということで、本当にまれな件なのですが、法的にはあり得ると、手続き的にはあり得るということで、許可書をお渡しするときに改めて本人さんにこれはもう本当に例外の例外、あつてはならないことだときつく指導して、他では言わないようにとも指導して、承認いただければ許可書を渡すという方向でお願いしたいと思っております。

議長 他には。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件 農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成6名で付議案件 は承認されました。

議長 次に、付議案件 を議題に供します。まずは、地区担当の矢野英昭委員からご報告をお願いいたします。

地元委員 (5 番) この案件につきましては、事前に農業委員、推進委員合わせて業者の方から説明がありまして、現地を見てもらったように、自己住宅建築で申請されています。道路にも面していますし、隣に田んぼもありますが、条件としては問題はございませんので、ご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件 農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件 は承認されました。

議長 次の付議案件 は取り下げになりましたので、次回ということになります。

議長 次に付議案件 を議題に供します。

議長 まず地区担当の松井 悟委員からご報告をお願いいたします。

地元委員 (7 番) 先月6月29日に業者から電話がありました。排水承諾は生産組合長の印鑑をつけています。隣地承諾は先程説明があった通りでございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件 農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件 は承認されました。

議長 次に付議案件 を議題に供します。まずは、地区担当の矢野英昭委員からご報告をお願いします。

地元委員 (5番) 松の本のちょうど島門小学校の前くらいにあたります。先程現地を確認した通り、建売住宅を建てるということで連絡をいただいて、印鑑は押しましたが、その時の説明では一番奥の農地があるところは出入りできないから、通路を通らせてくれという話で、はっきりとした、申請はしていますが確認はできていないという図面屋さんの話でした
どうしたものでしょうか、皆様ご審議お願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

委員 奥の田んぼの権利ですね。現場で説明を受けました。本人はそういう希望で売りたいくないというような希望は希望ですから。ただ現に田という形で現況はあまり耕作していないような感じはしますが、しかし本人に意思がある以上、入れる道が無ければ、主張される。それが手前の方の開発に対してどれだけの権利を主張できるかですね。最終的には両者が中を通して道をしないと手前の方も案件が成立しないのか。どうなのか、この辺がちょっと私は判断しにくいです。

事務局 農地法の農転に係る一般基準という中に、通風であったり日照等の妨げにならないこと。等というのはざっくりした言い方ではあるのですが。今回は進入に対してもおそらく同じことが言えるかと思えます。所有者本人が納得される幅が得られればもちろんそれが一番いいのですが、そこは現在まだ詰められていない状況ですので、現在のところ支障があるのではないかと、農地への進入に対して支障があるのではないかとということがあるので、そこは事務局としても問題視している部分ではあります。農地法の一般基準に照らし

合わせると、一部満たされていないところがあると考えております。

委員 仮にその場合、今、審議で例えば条件付きという形はできるのか。今言うその方の通行可能な広くする必要はないと思うのですが、最低これならいいだろうと通行可能な、進入路が確保されることを条件として、というような形のものも農業委員会の承認としてありうるのか。それか、そういうものが完全に揃ったのちしか審議をしてはいけないというのか。その辺を。

事務局 これは当初申請を持って来たときに、10日に農業委員会があるのはわかっていましたから、10日までに交渉結果と、図面と、結論を持って来てくださいということをお伝えはしてはしておりますが、最終的に今日まで結果を持ってこれなかった。ということで、相手方には場合によっては結論が出ていなかで農業委員会が審議して、承認するのかしないのかというには条件があまりにも少ない。ということで、場合によっては来月への先送りもあるよということはおっしゃっております。相手方には最終的には申請者は90cm、土地の所有者は機械が通れるだけ、2m、なくても1.9mくらい。2mになると開発の絡みで問題が出るみたいなので、機械が通れるだけというところで差異が出ていますので、その交渉結果、最終的に90cmで相手方も納得したなら相手方の承諾書を貰ってきなさいと。言っていますので、今の段階で条件付きで承認するというのも一つの手ですし、その条件というのが90cmなのか1.何mなのかと。じゃあ1.何m取れなくて、90cmの場合農業委員会として承認しないのかとかいうところもありますので、きちんと条件が出そろってから皆さんに審議していただくのが一番妥当ではないかというのは事務局レベルで話をしていたことではあります。

議長 ほかにありませんか。
こういう案件が2件本日出たのですが、私も初めての経験です。先程から現地を見る中で農業委員会としてあの1筆を残してもしょうがない、ということを含めて、保留なら保留で交渉結果を持って、はっきりとだめならだめでどうするか。ということを含めて、今月は保留で。どうでしょうか。

【いいと思います】の声

議長 そうしないとどうも承認ができかねます。
結論、90cmにしる2mにしる道路を作って向こうが承諾するか、それがだめなら今回一緒に団地に含めるか。処分してもらうか。その方向のどちらか

の結論を持って、最終結論を持って次回判断したいと考えますがいいですか。

【賛成】の声

議長 今回は保留という形で。

事務局 県の方には、先程委員が言われたように例えば相手方1.9m、トラクター・機械が通れる幅、申請者は90cm。90cmで押し通す場合に県として許可できるのかどうか。農業委員会として承認するかしないかもありますけど県として許可できるのかできないのかというのも合わせて確認を取っておきますので、その情報を踏まえたところで、農業委員会にかけたいと思います。

議長 ということで今回の農業委員会では、この案件については保留ということにさせていただきます。

議長 それでは、付議案件 について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、それでは議案書の60ページですが、お送りした議案書に誤りがありましたので、本日配布の1枚紙をご覧ください。借受者の名前が誤っておりました。付議案件 農地利用集積計画の承認についてでございます。これは通常の利用権設定分で、今回は4件、合計面積4,258㎡についての承認を求めます。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件 農地利用集積計画の承認について、原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件 は承認されました。

議長 それでは、報告案件 について、事務局より現地確認前に説明がありました
が、本件について、質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

議長 それでは報告案件 について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、それでは64ページをお開きください。一番最後のページです。
報告案件 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。
利用権の合意解約ですが、当該農地につきましては付議案件 で農地の所有
権が移転されるため、合意解約が出てきております。以上です。

議長 ありがとうございます。
本件について、質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

それでは、その他の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 ~その他の案件 農地利用状況調査について説明~

委員 色分けはいつの時点ですか。

事務局 去年の結果で色は塗っています。

委員 変わっているところもあるので。

事務局 それは、個別に最近転用がかかったりとか、最新の情報が反映されていると
は限らないので、そこはちょっと申し訳ないのですが、ご了承ください。

議長 なにか今の報告に対してありますか。

【ありません。】の声

無ければ生産組合長さんと協力して対応をお願いいたします。

- 議長 それでは皆さんの方から何かありますか。
来月の農業委員会も推進委員さんと合同でします。
- 事務局 今回の継続案件がありますので、合同でさせていただきたいと思います。
- 委員 その他の件で、転用するとき基本的に隣地の承諾書は取らないといけないのか、法的にどうなんですか。
- 事務局 法的にいうと必要ありません。地元生産組合長の水利同意は法的に必須なものです。ただこの議案につけている関係者説明に関するアンケートがありますが、これは農業委員会が独自に作っている様式で県の方にも渡してありません。あくまで農業委員会が承認するかしないかにつきましては、当然周辺の方の耕作所有者が同意しているのか、していないのかというのは当然それも含めて審議するべきということで、これは色々過去の経緯もあって農業委員会が独自に定めている様式になるので、隣接耕作者の同意が法的な要件という訳ではありません。
- 議長 他にありませんか。
- 【ありません。】の声
- 議長 ないようでございますので、以上をもって、第13回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。
- 事務局 補足ですが、地元の農業委員さんと推進委員さんと役割分担して調査してもいいですし、地区を分けてしてもいいですし、一緒に全部回っても構いません。お互いに協力し合ってさせていただきたいと思います。

閉 会 11時 00分